

トマト栽培における再生可能エネルギーを活用した燃油削減実証実験に係る 環境影響評価業務委託に係る企画提案募集要項

1 目的

本要項は、千葉市SDGs対応型施設園芸推進協議会（以下「本協議会」という。）が企画競争により発注するトマト栽培における再生可能エネルギーを活用した燃油削減実証実験に係る環境影響評価業務委託に関し、受注者を選定するために必要な事項を定める。

2 発注する業務の概要

業 務 名	トマト栽培における再生可能エネルギーを活用した燃油削減実証実験に係る環境影響評価業務委託
業務内容	別添「トマト栽培における再生可能エネルギーを活用した燃油削減実証実験に係る環境影響評価業務委託仕様書」のとおり
契約期間	契約締結日から令和7年3月10日（月）まで
履行場所	千葉市若葉区野呂町地内外（千葉市農政センター）
委託金額	1, 320, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
支払方法	業務完了検査後、一括払い
発注方法	企画競争（公募型プロポーザル方式）

3 参加資格要件

本企画競争に参加を希望する者は、単独の法人又は共同企業体とし、次に掲げるすべての要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていなければならない。

なお、共同企業体にあつては、すべての構成員が参加資格要件を満たしていなければならない。

- (1) 法人格を有していること
- (2) 共同企業体にあつては、その構成員が単体事業者又は他の共同企業体の構成員として、本企画競争に参加していないこと
- (3) 次のアからシまでのいずれにも該当しない者であること
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - ウ 本企画競争の参加申し込み前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
 - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
 - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - キ 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、本企画競争参加申し込み期限の日から仕様書協議後における見積徴収日までの間に受けている者
 - ク 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定に抵触する行為を行っている者
 - ケ 法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
 - コ 千葉県内に本店又は営業所を有する者にあつては、すべての千葉県民税を完納していない者

サ 千葉市税（延滞金を含む。）を完納していない者

シ 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者である者

4 参加手続き等

（1）スケジュール

No.	内容	日程
1	公募開始（参加申込、質問受付開始）	本決裁終了後
2	質問受付期限	令和6年10月11日（金）
3	質問への回答	令和6年10月16日（水）までに公開
4	企画提案参加申込書の提出期限	令和6年10月18日（金）
5	参加資格審査結果通知	令和6年10月22日（火）
6	企画提案書の受付期限	令和6年10月29日（火）
7	プレゼンテーション	令和6年11月 6日（水）
8	優先交渉権者（契約候補者）の公表	令和6年11月 7日（木）
9	契約締結	令和6年11月 中旬を予定

（2）参加申し込み

本企画競争に参加を希望する者は、以下のとおり参加申し込みを行うこと。

ア 提出書類

次の（ア）から（エ）に掲げる書類のすべてを提出すること。

なお、申し込み時点において、千葉市入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては、（オ）から（キ）の書類をあわせて提出すること。

（ア）企画競争参加申込書（様式第1号）

（イ）誓約書兼同意書（様式第2号）

（ウ）契約に係る指名停止等に関する申立書（別記様式第10号）

（エ）その他参加資格要件確認のために必要な資料

＜千葉市入札参加資格者名簿に登録されていない者の場合＞

（オ）登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

（カ）法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）

（キ）千葉県税の完納証明書（千葉県内に本店又は営業所を有する者に限る）

※（オ）から（キ）の書類の発行日は、参加申し込み日から3か月以内であること。

イ 受付期限

令和6年10月18日（金）17時まで

（持参での提出は、土、日及び休日を除く9時から17時まで）

なお、郵送の場合は受付期限に必着のこと。

ウ 提出先

〒265-0053 千葉市若葉区野呂町714番地3

千葉市SDGs対応型施設園芸推進協議会事務局（千葉市農政センター農業生産振興課内）

エ 参加資格審査結果通知

令和6年10月22日（火）に、参加申込者へ審査結果通知書を郵送する。

（3）質問の受付

企画提案書等の作成に当たり、本募集要項及び仕様書について疑義がある場合は、以下により質問することができる。

ア 質問方法

質問書（様式第3号）を作成の上、電子メールにて提出すること（メール送信後は必ず電話にて受信確認を行うこと）。

なお、電話及び呼応等による質問は受け付けない。

イ 受付期限

令和6年10月11日（金）17時まで

ウ 送付先

千葉市SDGs対応型施設園芸推進協議会事務局（千葉市農政センター農業生産振興課内）

E-mail : seisanshinko.AAC@city.chiba.lg.jp

電話番号：043（228）6280

エ 回答方法

令和6年10月16日（水）までに、本協議会ホームページにて公開する。

（4）企画提案書

ア 提出書類

様式第4号	企画提案書表紙	
様式第5号	応募者の実績	
様式第6号	担当チームの実績	
様式第7号	業務実施方針及び実施体制	
様式第8号	工程計画	応募者及び協力会社の社名が 判別できる記載はしないこ
任意様式	企画提案書	
任意様式	参考見積書	
任意様式	参考見積額の積算内訳書	

イ 記載要領

本企画競争において企画提案を行う者（以下「提案者」という。）は、企画提案書等の作成に当たり、以下に掲げる内容についてそれぞれ留意しなければならない。

（ア）応募者の実績（様式第5号関連）

- a 業務実績の記載は3件以内とする。
- b 記載に当たっては、同種業務実績を優先し、業務名に（同種）又は（類似）を付記すること。
- c 業務内容は同種又は類似の業務であることが分かるように記載すること。

なお、記載内容から同種又は類似の業務と判断できない場合は、審査において加点しない。

(イ) 担当チームの実績（様式第 6 号関連）

- a 主任担当者の記載は 1 人、担当者は 2 人以内とする。
- b 主任担当者の業務実績の記載は 3 件以内、担当者は 2 件以内とする。
- c 記載に当たっては、同種業務実績を優先し、業務名に（同種）又は（類似）を付記すること。
- d 業務内容は同種又は類似の業務であることが分かるように記載すること。

なお、記載内容から同種又は類似の業務と判断できない場合は、審査において加点しない。

※記載した主任担当者及び担当者が人事異動等により、受託業務実施時に変更となる場合は、同等の実績を持つ者をそれぞれ配置すること。

(ウ) 業務実施方針及び実施体制（様式第 7 号関連）

- a A 4 判、縦置き、片面 1 枚、図・表の使用は可。
- b 本事業の目的、趣旨等を踏まえ、本業務委託の業務実施方針及び実施体制について、次の 3 項目を記述すること。
 - ・取り組み方針
 - ・実施体制（協力会社がある場合は明示すること）
 - ・担当チームの特徴・強み（技術面など、特筆すべき項目を明示すること）

(エ) 工程計画（様式第 8 号関連）

- a A 4 判、横置き、片面 1 枚、図・表の使用は可。
- b 提案者が想定する本業務委託の実施スケジュールを記載すること。その際、作業項目ごとに、当該作業の実施時期を明示すること。

(オ) 企画提案（任意様式）

- a A 4 判、横置き縦置きは自由、両面使用可、図・表の使用可。
- b 本事業の目的、趣旨等を踏まえ、次の提案事項について記載すること。
 - ・使用エネルギー調査など必要なデータ収集方法について
 - ・収集データを活用した環境影響評価方法について
 - ・環境影響評価の成果の農業者への普及について

(カ) 参考見積書（任意様式）

参考見積書は、仕様書に示す業務内容ごとの内訳金額が分かるように算出すること。

なお、当該見積金額について、業務量の目安に比べ著しく乖離していると判断した場合には、その妥当性を確認することがある。

ウ 提出期限

令和 6 年 10 月 29 日（火）17 時まで

（持参での提出は、土、日及び休日を除く 9 時から 17 時まで）

なお、郵送の場合は提出期限に必着のこと。

エ 提出先

〒265-0053 千葉県若葉区野呂町 7 1 4 番地 3

オ 提出方法

上記「ア 提出書類」について、以下のとおり書面資料及び電子データにてそれぞれ提出すること。

（ア）書面資料

正本1部、副本5部作成の上、郵送又は持参にて提出すること。

なお、製本不要であり、1部ごとにクリップ止め又はクリアファイルに入れて提出すること。

（イ）電子データ

Microsoft Word 形式、Microsoft Excel 形式、Microsoft PowerPoint 形式又はPDF 形式の電子データを電子メール（seisanshinko.AAC@city.chiba.lg.jp）にて提出すること。

なお、受信データのサイズの問題（電子メール受信上限は7MB まで）等により、電子メールでの提出が困難である場合には、CD-ROM 又はDVD-ROM にて1部作成の上、郵送又は持参にて提出すること。

5 優先交渉権者（契約候補者）の選考方法

本業務に係る契約交渉を行う優先交渉権者については、以下のとおり審査を行った上で、選考する。

（1）審査方法、優先交渉権者・次点者の決定方法

ア 審査は、本協議会が設置する選考委員会において、提出された企画提案書等すべての提出書類並びに別途実施するプレゼンテーション及びヒアリングをもとに行う。

イ 選考委員は、次の（2）評価項目ごとに評価を行い、得点の合計が一番多い提案者を優先交渉権者とし、その次に得点の高い提案者を次点者とする。

ウ 提案者が1者の場合も、審査を実施する。

エ 選考委員全員の合計点が全体（委員全員が満点）の6割に満たない場合は、優先交渉権者等に選定しない（提案者が1者の場合を含む）。

オ 最高得点の提案者が複数あった場合は、評価項目のうち「環境影響評価の成果」の得点が高い提案者を優先交渉権者とする。

カ オの得点も同点の場合は、くじにより優先交渉権者を決定する。

キ 次点者となる提案者が複数あった場合は、オ、カを準用し決定する。

（2）評価項目等

審査に係る評価項目、評価の着眼点及び配点は、次のとおりとする。

	評価項目	評価の着眼点	配点 (満点100点)
定量的 事務局が 審査事項	応募者の実績 (様式第5号)	本事業と同種又は類似の業務実績	5
	担当チームの実績 (様式第6号)	主任担当者の同種又は類似業務実績	3
		担当者の同種又は類似業務実績	2

定性的事項 選考委員会が審査	任意様式	業務実施方針・業務実施体制（様式第7号）	業務実施方針・実施体制の的確性、実現性	5
		工程（様式第8号）	工程計画の的確性、実現性	10
		業務内容の理解度	委託業務の趣旨をよく理解し、仕様書で定めた業務内容を十分に踏まえた設計となっているか。	20
	企画提案書	環境影響評価の成果	使用エネルギー調査など必要なデータを収集し、適切な環境影響評価を実施できる内容か。	20
		農業者への普及	農業者に分かりやすく成果を伝えられる提案となっているか。	20
		「みどりの食料システム戦略」の理解度	「みどりの食料システム戦略」について十分理解しているか。	15

（3）選考委員会（プレゼンテーション）

提案者は、以下のとおり選考委員会に出席し、企画提案に関するプレゼンテーションを行うとともに、選考委員によるヒアリングに対応するものとする。

ア 開催日時

令和6年11月6日（水）15時

なお、各提案者の入室時間等については、別途通知する。

イ 開催場所

千葉市若葉区野呂町7-14番地3 千葉市農政センター内千葉地域農林業センター2階会議室

ウ 予定時間

1者当たり30分（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分）

エ 注意事項

（ア）原則対面で実施する。

なお、諸事情により、オンライン開催に切り替えるなどの場合は、別途通知する。

（イ）各提案者の出席人数は3人までとし、提案内容や本業務に精通する者が出席すること。

なお、出席予定者のうち、感染症が疑われる場合など体調不良の者にあつては、出席を控えること。

（ウ）プレゼンテーションに当たっては、上記「4（4）ア 提出書類」以外の資料を用いた説明は禁止とする。

（エ）なお、提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、選考委員会は非公開で行う。

（4）優先交渉権者（契約候補者）の公表

ア 公表日

令和6年11月7日（木）

イ 通知方法

提案者全員へ審査結果通知書を郵送するとともに、本協議会ホームページにて公表する。

（5）提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- ア 参考見積額が、委託上限額を超過した場合
- イ 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載や、重大な誤脱があった場合
- エ 企画提案後、契約に至るまでの間に参加資格要件を満たさなくなるなど、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- オ 審査の公平を害する行為があった場合
- カ その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

6 契約

(1) 契約の締結

- ア 本協議会と優先交渉権者（契約候補者）において、提案内容をもとに詳細な業務内容及び契約条件の協議を行い、当該内容を反映した仕様書により正式な見積書を徴収した後、委託上限額の範囲内で契約を締結するものとする。
- イ アの交渉が不成立の場合、本協議会と次点者において、アと同様の調整を行い、委託上限額の範囲内で契約を締結するものとする。

(2) 留意事項

- ア 提案された内容をそのまま業務内容等に反映し、契約するものではない。
- イ 契約に当たっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- ウ 契約保証金は要。ただし、千葉市契約規則第29条各号に該当する場合は、免除とする。
- エ 業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に本協議会の承諾を得ること。

(3) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報は、本協議会の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

7 その他

- (1) 提出書類に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に規定する計量単位とする。
- (2) 提出書類の作成・提出及びプレゼンテーションへの参加に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出書類提出後における変更、差し替え又は再提出は認めない。
また、提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選定期間中は、同条例第7条第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (5) 本企画競争に関連し知り得た情報は、本協議会の承諾を得ることなく第三者に漏らしてはならない。